別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～15　略］

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(4)　略］

(5)　ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。）の無線局及び広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。）の無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するもので、単純反射板（無給電中継装置（施行規則第２条第１項第44号に規定するものをいう。）であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。）を使用する場合は、「単純反射板を使用する。」と記載すること。

［17～27　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 ［一～四の六　略］ 四の七　「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。 ［五～十六　略］ （シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備） **第四十九条の六の十二**　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。 ［表略］ ［一・二　略］	（定義） **第三条**　［同上］ ［一～四の六　同上］ 四の七　「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。 ［五～十六　同上］ （シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備） **第四十九条の六の十二**　［同上］ ［表同上］ ［一・二　同上］

別表第二号の二第２　［同左］

［様式同左］

［注１～15　同左］

16　［同左］

［(1)～(4)　同左］

［新設］

［17～27　同左］